

## 29年度 政務活動費支出整理簿

(会派名 西東京市議会公明党 )

経費項目	視察研修費		
整理番号	月 日	支 出 額 (円)	支 出 内 容
10	7月19日	112,200	7/19～20守口市・堺市視察交通費・宿泊費
11	7月19日	2,160	7/19～20守口市・堺市視察 土産代
	7月19日	15,000	7/19～20守口市・堺市視察日当(3名×2日)
	7月20日	6,032	7/19～20守口市・堺市視察 その他交通費(支払証明書)
12	10月4日	121,980	10/30～31多久市・北九州市視察交通費・宿泊費
13	10月29日	3,240	10/30～31多久市・北九州市視察 土産代
	10月30日	15,000	10/30～31多久市・北九州市視察日当(3名×2日)
	10月31日	16,688	10/30～31多久市・北九州市視察 その他交通費(支払証明書)
14	10月30日	4,500	10/30多久市・北九州市視察交通費(リムジンタクシー)
14	10月31日	780	10/31多久市・北九州市視察交通費(空港地下鉄)
15	10月31日	129,600	11/8～10全国都市問題会議(那覇市)宿泊費・航空券
16	10月27日	20,000	10/9～10全国都市問題会議参加費(2名)
	11月8日	15,000	10/8～10全国都市問題会議日当(2名×3日)
	11月10日	6,572	10/8～10全国都市問題会議その他交通費(支払証明書)
17	10月27日	41,600	11/15～16全国議長会フォーラム(姫路市)宿泊費・参加費(2名)
	11月15日	57,800	11/15～16全国議長会フォーラム交通費(支払証明書)
	11月16日	6,538	11/15～16全国議長会フォーラムその他交通費(支払証明書)
	11月15日	10,000	11/15～16全国議長会フォーラム日当(2名×2日)
小 計		584,690	備 考
合 計			

西東京市議会公明党会派視察(藤田議員)							
視察期間	平成29年7月19日(水)~20日(木)						
視察先 視察目的	大阪府守口市						
	・幼児教育・保育の無償化について						
	大阪府堺市						
・堺市自転車のまちづくり推進条例について							
日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考	
7月19日	東伏見	高田馬場	西武新宿線	13.3	237		
	高田馬場	東京	JR山手線	13.0	14,140	乗車券8750円 特急料金5390円(ひかり料金計上)	
	東京	新大阪	JR新幹線のぞみ209号	552.6			
	新大阪	梅田	大阪市営御堂筋線	3.5	280		
	東梅田	守口	大阪市営谷町線	8.5			
			守口市役所				
	守口	天神橋筋六丁目	大阪市営谷町線	6.7	320		
	天神橋筋六丁目	天下茶屋	大阪市営堺筋線	8.1			
天下茶屋	堺東	南海高野線	7.3	260			
7月20日			堺市役所				
	堺東	新今宮	南海高野線	8.9	260		
	新今宮	天王寺	JR大和路線	1.0	120	✓	
	天王寺	新大阪	大阪市営御堂筋線	11.0	280		
	新大阪	東京	JR新幹線のぞみ34号	552.6	14,140	乗車券8750円 特急料金5390円(ひかり料金計上)	
	東京	高田馬場	JR山手線	13.0			
	高田馬場	東伏見	西武新宿線	13.3	237		
小計					30,274		
日当	2,500円 × 2日				5,000		
夕食代	1,800円 × 泊				0		
宿泊費	1泊朝食付 9,000円 × 1泊				9,000		
合計					44,274		

-A74  
5060

西東京市議会公明党会派視察(大林議員)							
視察期間 平成29年7月19日(水)~20日(木)							
視察先 大阪府守口市							
視察目的 ・幼児教育・保育の無償化について							
大阪府堺市							
・堺市自転車のまちづくり推進条例について							
日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考	
7月19日	田無	高田馬場	西武新宿線	15.6	237		
	高田馬場	東京	JR山手線	13.0	14,140	乗車券8750円 特急料金5390円(ひかり料金計上)	
	東京	新大阪	JR新幹線のぞみ209号	552.6			
	新大阪	梅田	大阪市営御堂筋線	3.5	280		
	東梅田	守口	大阪市営谷町線	8.5			
			守口市役所				
	守口	天神橋筋六丁目	大阪市営谷町線	6.7	320		
	天神橋筋六丁目	天下茶屋	大阪市営堺筋線	8.1			
天下茶屋	堺東	南海高野線	7.3	260			
7月20日			堺市役所				
	堺東	新今宮	南海高野線	8.9	260		
	新今宮	天王寺	JR大和路線	1.0	120	✓	
	天王寺	新大阪	大阪市営御堂筋線	11.0	280		
	新大阪	東京	JR新幹線のぞみ34号	552.6	14,140	乗車券8750円 特急料金5390円(ひかり料金計上)	
	東京	高田馬場	JR山手線	13.0			
高田馬場	田無	西武新宿線	15.6	237			
小計					30,274		
日当	2,500円 × 2日			5,000			
夕食代	1,800円 × 泊			0			
宿泊費	1泊朝食付 9,000円 × 1泊			9,000			
合計					44,274		

1274

西東京市議会公明党会派視察(田代議員)							
視察期間	平成29年7月19日(水)~20日(木)						
視察先 視察目的	大阪府守口市						
	・幼児教育・保育の無償化について						
	大阪府堺市						
・堺市自転車のまちづくり推進条例について							
日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考	
7月19日	ひばりヶ丘二丁目	ひばりヶ丘	西武バス	0.7	175		
	ひばりヶ丘	池袋	西武池袋線	16.4	267		
	池袋	東京	JR山手線	12.3	14,140	乗車券8750円 特急料金5390円(ひかり料金計上)	
	東京	新大阪	JR新幹線のぞみ209号	552.6			
	新大阪	梅田	大阪市営御堂筋線	3.5	280		
	東梅田	守口	大阪市営谷町線	8.5			
			守口市役所				
	守口	天神橋筋六丁目	大阪市営谷町線	6.7	320		
	天神橋筋六丁目	天下茶屋	大阪市営堺筋線	8.1			
	天下茶屋	堺東	南海高野線	7.3	260		
7月20日			堺市役所				
	堺東	新今宮	南海高野線	8.9	260		
	新今宮	天王寺	JR大和路線	1.0	120		
	天王寺	新大阪	大阪市営御堂筋線	11.0	280		
	新大阪	東京	JR新幹線のぞみ34号	552.6	14,140	乗車券8750円 特急料金5390円(ひかり料金計上)	
	東京	池袋	JR山手線	12.3			
	池袋	ひばりヶ丘	西武池袋線	15.6	267		
	ひばりヶ丘	ひばりヶ丘二丁目	西武バス	0.7	175		
小計					30,684		
日当	2,500円 × 2日				5,000		
夕食代	1,800円 × 泊				0		
宿泊費	1泊朝食付 9,000円 × 1泊				9,000		
合計					44,684		

2284

# 領収書添付用紙

経費項目 \* 該当費目に○をつけてください。

整理番号 10

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費	○	
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

## 【領収書等添付欄】

領収証 Receipt No. 05G-029977  
G000211788

西東京市議会公明党 様

¥114,060-

但し 7/19 守日市 7/20 堺市視察 交通費・宿泊費として

2017年07月13日 上記正に領収いたしました

114,060円 京王観光株式会社  
取扱窓口: 立川支店  
TEL: 042-525-3991

旅 京王観光

前記印のないものは無効です

## 【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。



# 領収書添付用紙

経費項目 \*該当費目に○をつけてください。

整理番号 11

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費	○	
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

【領収書等添付欄】

西東京市議会  
公明党

領 収 証 2017年 7月19日 No.2591  
様

金2,160円 但し 中口市 瑞市 土産代

上記正に領収いたしました

(株)JR東日本リテールネット  
東京支店

(税抜金額 ¥2,000)  
(消費税等 ¥160)

東京都中央区京橋1-1-1  
八重洲ダイビル 地下2階  
TEL 03-5299-5084



【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。

様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書

- 1 金 額                      6,032                      円
- 2 支 払 先                      西武鉄道・大阪市営線 他
- 3 件 名                              7/19~20守口市・堺市視察交通費
- 4 支払年月日                      平成29年7月20日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名      西東京市議会公明党

代 表 者      佐藤公男      印





## 守口市・堺市視察報告書

【会派名】 西東京市議会公明党

【参加者】 藤田美智子(報告者)・大林光昭・田代伸之

【視察日】

2017年7月19日(月曜) 守口市「幼児教育の無償化について」

2017年7月20日(火曜) 堺市「堺市自転車のまちづくり推進条例について」

### ◇守口市「幼児教育の無償化について」◇

【守口市の概要】

面積12.71km<sup>2</sup>/人口143,068人(直近の国勢調査)

大阪平野の中央部、淀川の左岸に位置し、古くは東海道・京街道の57番目の宿場町として栄えた。現在は、大手家電メーカーの工場や関連の中小企業が集積する産業都市。また、大阪市に隣接する都市基盤・生活機能が充実した住宅都市でもある。

「子育てしやすいまちづくり」を掲げ、①教育・子育ての充実、②総合的な住環境の整備、③まちなぎわいと活力の創出、の3つの分野を中心に施策を推進。地域の活性化、税収の増加につながる現役世代の定住を促進するため、子育て支援の拡充や教育環境の充実などを実施する。

【視察の目的】

平成28年12月市議会定例会において、幼児教育・保育料無償化の根拠規定となる、「守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例案」が賛成多数で可決され、平成29年4月1日から、0歳～5歳児の幼児教育・保育の無償化が実施された。そこで、守口市子ども部子ども政策課をたずね、無償化政策が目指すもの、無償化制度の概要、実施方法について担当者より説明を受けた。視察側からは、市の財政負担について、①無償化に必要な予算、②対象人数、③無償化に必要な財源の捻出、④無償化前の幼児教育・保育料の利用者負担等について質問したので、主なものをまとめ下記の通り報告する。

【無償化政策が目指すもの】

今回の無償化は、子育てに係る保護者などの経済的な負担を緩和し、安心の子育てと子育てを実現するため、また、子育て世代の定住を促進し、活力と成長のもりぐちを実現するため、3つの基本的な考え方に基づき、実施するもの。

1つ目は「未来への投資」。子どもへの投資は、将来の守口市そして日本を支える未来への投資。守口市は、子育て・子育てをすべての市民で支え合うまちをめざす。

2つ目は「女性の活躍支援」。安心して子どもを育て、また預けられるという条件を整えることで、男女が共に、その力を精一杯発揮できる社会をめざす。

3つ目は「定住のまち守口の実現」。全国トップレベルの子育て世帯にやさしい政策を実現し、市民の定住を促進することで、活力と希望のまちづくりにつなげる。

#### 【無償化制度の概要】

平成29年4月から、世帯の所得などに関係なく、0歳から5歳児の認定こども園・保育園（所）・幼稚園・小規模保育事業所等の保育料・授業料（基本部分）の利用者負担額を無償（0円）にする。

なお、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得などに関係なく、就園奨励費補助として308,000円を上限に、支払った保育料・入園料に対して補助を行う。

今回の無償化により守口市では、義務教育終了（中学校卒業時）までの保育・教育・医療に係る費用が無償化される。

#### 【市の財政負担に関する主な質疑】

①無償化に必要な予算は。

6億7千5百万円(平成29年度当初予算)

②対象児童数の算出は。

平成29年4月1日現在の住民基本台帳人口は

0歳 972人、1歳 1,082人、2歳 1,008人、

3歳 1,010人、4歳 996人、5歳 1,021人、計6,089人

施設の受け入れ定数を勘案して、約4,600人(平成29年度当初予算ベース)と見込んだ。

③無償化に必要な財源の捻出は。

財源は、「市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画」に基づく公立保育所の民間移管を始め、徹底した行財政改革により捻出する。

公立保育所の民間移管の効果額は約8億5000万円と見込んでいる。

④無償前の幼児教育・保育料の利用者負担は。

別紙添付資料の通り

#### 【視察を終えて】

守口市は大阪市に近い住宅都市で、面積、人口密度など、西東京市と似通ったものが多くあった。幼児教育の無償化政策を開始して3ヶ月余だが、入園数は、対前年比約40%(757人→1,052人)の増であった。増の要因分析はこれからの作業となるようだが、求職中の方なども無償化により申し込みしやすくなるなどの効果が出ていると感じた。0歳から義務教育終了までを無償化することで、「未来への投資」、「女性の活躍支援」、「定住のまちの実現」を進める政策である。当市でも積極的に進めていくべきであり、議会質問を通して強く推進していきたい。

◇堺市「堺市自転車のまちづくり推進条例について」◇

#### 【堺市の概要】

面積 149km<sup>2</sup>, 人口 839,891人。

古代には仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造され、中世には海外交易の拠点として「自由・自治都市」を形成し、わが国の経済、文化の中心地として繁栄。戦後、臨海コンビナートと泉北ニュータウンの造成があり、84万人の人口を有する政令指定都市となった。南大阪の中核的都市として、関西の文化・経済を牽引している。

#### 【視察の目的】

平成26年10月1日に、市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくりを進めるため条例を制定した。条例制定の背景と条例内容を通し、堺市の自転車のまちづくりについて、堺市建設局自転車まちづくり部自転車企画推進課を視察をした。

#### 【条例制定の背景】

明治の初めに西洋から自転車が伝わり、鉄砲鍛冶の金属加工の技術が自転車の修理に行かされるようになり、その後、自転車の国産化が始まると、堺に多くの自転車部品を製造する事業所が集積した。戦後の高度成長期での自転車の急速な増加に伴い、堺の自転車産業も発展をとげ、名実ともに自転車産業の街として世界に名を馳せた。

昨今の堺市では、全交通事故に占める自転車事故の割合が約30%となっており、全国平均の約20%と比べ高い割合。ルールやマナーを無視した自転車利用が課題となっていた。そこで、市民が自転車を大切に扱い、市民、事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守、マナーの向上を図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくりを進めた。

平成25年6月に「世界史自転車利用環境計画」を策定。10年後に向けて3つの目標を立てた。

- ①自転車の利用割合を24%から30%まで増加する。
- ②自転車関連事故件数1,582件から20%削減する。
- ③市民満足度を50%以上にする。

#### 【条例制定の目的】

環境や健康、災害時の移動手段など多くの利点を持つ自転車を活用するとともに、自転車の安全利用を進めて、安全安心して快適に楽しく自転車を利用することができる街づくりを、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくために、利用促進を含む条例が制定された。

#### 【条例の特色】 ※添付資料あり

- ①ヘルメット着用の努力義務
- ②自転車の点検整備の促進及び保険加入の義務
- ③ひったくり防止カバーの活用・施錠の徹底
- ④事業所に自転車利用推進委員を設置
- ⑤自転車の点検整備の促進及び自転車損害賠償保険家の加入義務

【条例施行の効果検証】

自転車ヘルメットの着用率が、1.46%から5.16%に上昇。

自転車損害賠償保険への加入率が、38.9%から72.4%に上昇。

【市民協働による自転車のまちづくりの取り組み】

市民ボランティア組織が、自転車のルールマナーの啓発や、自転車の利用促進を行う。また、堺自転車地図の発行や市民サイクリング等を行う。昨年度は、「散走………散歩するように楽しく走ろう」と造語をを作り、散走フォーラム、散走体験会を実施。

【視察を終えて】

当市でも安全性の取り組みは行なっていたものの、コンパクトなまちならでは、「自転車を活用したまちづくり」はできないかと考えていたので、大いに参考になった。中でも、自転車で走ることが目的ではなく、自転車を活用して、見たり・食べたり・探したりすることを目的とした新しい自転車の楽しみ方の提案があり、参考にして行きたいと思う。特に、散走のコンセプト①点在する魅力スポットを「散走」でつなぐ、②街の回遊性を高めてまちのにぎわいにつなぐ、③参加者と参加者の輪をつなぐ、の3点が、どのように展開されるのか今後の堺の取り組みに注目していきたい。

以上

# 幼児教育・保育料（利用者負担額）

○1号認定支給子ども

階層	区分	
	3歳児等	4歳児及び5歳児
第1階層	0円	0円
第2階層	3,000円	2,800円
第3階層	3,000円	2,800円
第4階層	8,800円	8,000円
第5階層	8,800円	8,000円
第6階層	12,100円	11,000円
第7階層	12,100円	11,000円
第8階層	15,400円	14,000円
第9階層	15,400円	14,000円
第10階層	19,800円	18,000円
第11階層	22,000円	20,000円
第12階層	22,000円	20,000円
第13階層	22,000円	20,000円
第14階層	22,000円	20,000円
第15階層	22,000円	20,000円
第16階層	22,000円	20,000円
第17階層	22,000円	20,000円
第18階層	22,000円	20,000円

○2号認定支給子ども及び3号認定支給子ども

階層	区分					
	0歳児、1歳児、2歳児		3歳児		4歳児及び5歳児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
第3階層	8,200円	8,100円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円
第4階層	11,600円	11,500円	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円
第5階層	15,600円	15,400円	12,500円	12,300円	12,500円	12,300円
第6階層	15,600円	15,400円	12,500円	12,300円	12,500円	12,300円
第7階層	19,700円	19,400円	17,200円	17,000円	16,700円	16,500円
第8階層	23,700円	23,300円	21,800円	21,500円	20,900円	20,600円
第9階層	28,700円	28,300円	25,300円	24,900円	24,100円	23,700円
第10階層	33,800円	33,300円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円
第11階層	33,800円	33,300円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円
第12階層	40,300円	39,700円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円
第13階層	43,600円	42,900円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円
第14階層	43,600円	42,900円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円
第15階層	46,900円	46,200円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円
第16階層	50,400円	49,600円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円
第17階層	57,200円	56,300円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円
第18階層	64,000円	63,000円	28,800円	28,400円	24,100円	23,700円

\* 第2階層から第5階層における母子家庭等については、軽減等により利用者負担額が表と異なる場合があります。

\* 兄弟で利用する場合には、多子世帯の軽減により、利用者負担額が表とは異なる場合があります。

## 堺市自転車のまちづくり推進条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第5条）

#### 第2章 自転車の安全利用

##### 第1節 自転車利用者の遵守事項等（第6条—第11条）

##### 第2節 自転車の安全利用に関する教育等（第12条—第14条）

#### 第3章 自転車のまちづくりに関する基本的施策（第15条—第22条）

#### 第4章 雑則（第23条）

#### 附則

私たちのまち堺は、いにしえから仁徳天皇陵古墳を始めとする百舌鳥古墳群の築造のため、多くの金属加工技術を有した人々が集まり、その技術は、環濠自治都市として発展した中世において、高度な鉄砲鍛冶の技術へと受け継がれ、近代には、その鉄砲鍛冶の技術が、自転車産業にも継承された。現在では世界有数の企業も誕生している自転車関連企業群は、本市の地場産業の中で重要な位置を占め、これまで他の地場産業とともに本市の発展に貢献するとともに、自転車の普及及び発展に大きく寄与している。

自転車は、移動手段として環境に対する負荷が少なく、心身の健康の増進にもつながる身近な乗り物であり、災害等による交通網の寸断時における移動手段としてもその有用性が見直され、自転車を利用する人は増えている。その一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車の走行が歩行者に脅威を与え、時として重大な交通事故を引き起こし、また、自転車の盗難やひったくりなど、自転車が絡む犯罪も多くなっている。今こそ私たちは、歴史的に本市とゆかりが深く、多くの利点を持つ自転車の安全利用を推進するとともに、自転車に関連する事故や犯罪を減らし、「自転車のまち」として更なる飛躍を遂げていかなければならない。

ここに私たちは、市民が自転車を大切に、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に、安心して、かつ、快適に自転車を利用することができるまちづくりを市民共通の願いとして進めるため、本条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、本市と歴史的にゆかりの深い自転車の安全利用に関し、市、事業者及び市民等の責務を明らかにし、これらの者が自転車を有効に活用できるまちづくりに協働して取り組むための基本的な事項を定め、もって本市における自転車のまちづくりの推進に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全利用 自転車の利用者が他人に対し、生命、身体又は財産における損害を被らせず、及びこれらの損害を自らも被らないような自転車の利用をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内（以下この条において「市内」という。）において事業活動を行う者をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者、市内に滞在する者及び市内を通行する者をいう。
- (5) 自転車のまちづくり 全ての市民が、自転車の安全かつ安心な利用に対する意識を高め、自転車の有用性を理解した上で積極的に自転車を利用すること並びに市が市民及び事業者の理解と協力のもと自転車の利用に係る環境の整備を促進することにより、自転車を利用しやすいまちを実現することをいう。
- (6) 自転車小売業者 市内において自転車の小売を業とする者をいう。
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に起因して他人の生命、身体又は財産における損害が生じた場合において、その損害を填補するための保険又は共済をいう。
- (8) 自転車製造業者 市内において自転車の製造を業とする者をいう。
- (9) 学校 市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民等、地域団体、事業者等が実施する自転車の安全利用及び利用促進に関する活動の支援を行うとともに、自転車の安全利用及び利用促進に関する広報、啓発、教育、指導等を実施する責務を有する。

2 市は、自転車の駐輪に係る環境、通行に係る環境その他利用に係る環境を向上させる施策を推進する責務を有する。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、第1条に規定する目的を達成するため、従業員に対し自転車の安全利用に関する啓発を行い、自転車の適正な管理及び利用の促進に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、第1条に規定する目的を達成するため、自転車の安全利用に関する理解を深め、自転車に起因する事故及び犯罪の防止に努めなければならない。

## 第2章 自転車の安全利用

### 第1節 自転車利用者の遵守事項等

(自転車利用者の遵守事項)

第6条 自転車を運転する者(以下「自転車利用者」という。)は、道路交通法その他の関係法令を遵守するとともに、歩行者の安全に十分に配慮して自転車を運転しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、次の事項に努めなければならない。

- (1) 横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれのないときを除き、自転車を押して通行すること。
- (2) 乗車用ヘルメットを着用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車を安全に利用すること。

(自転車の点検整備)

第7条 市は、自転車の点検又は整備の不良による事故を未然に防止するため、自転車の点検及び整備の普及を促進するものとする。

2 自転車利用者(第12条に規定する保護者を含む。以下同じ。)及び事業者(以下これらを「自転車利用者等」という。)は、その利用する自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備をしなければならない。

(保険等への加入)

第8条 市は、自転車利用者等に対し、自転車に起因する事故がもたらす被害等の情報について周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう啓発を行うものとする。

2 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入が当該自転車利用者以外の者によりなされているときは、この限りでない。

3 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 事業者は、従業員に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

(自転車の安全利用の対策)

第9条 自転車利用者等は、錠前の取付け、施錠の徹底、ひったくり防止カバーの活用等により、自転車に関わる犯罪の被害の防止に努めなければならない。

2 自転車製造業者及び自転車小売業者は、自転車の盗難、ひったくり等の犯罪を防止するため、盗難の防止に有効な錠前、ひったくり防止カバーその他の用具の普及に努めなければならない。

3 自転車製造業者及び自転車小売業者は、自転車に関する事故を防止するため、灯火装



置並びに車両の両側面及び後部に反射板を装備した自転車を製造し、又は販売するよう努めなければならない。

(迷惑運転に対する指導等)

第10条 市は、自転車に起因する事故を未然に防止するため、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある運転(次項において「迷惑運転」という。)をする自転車利用者に対し、必要な指導を行うものとする。

2 市は、悪質な迷惑運転が多発する区域がある場合においては、期間を定め、当該区域において、自転車の安全利用の啓発に重点的に取り組むものとする。

(自動車運転者の遵守事項)

第11条 自動車を運転する者(以下この条において「自動車運転者」という。)は、車道を通行する自転車の安全に十分配慮して自動車を運転しなければならない。

2 自動車運転者は、追越し等のため自転車の側方を自動車で通るときは、当該自転車との間に安全な間隔を空け、又は徐行するなど、自転車の安全に注意しなければならない。

3 自動車運転者は、交差点を通行するときは、交差する道路を通行する自転車との衝突、左側を通行する自転車の巻き込み等を予防するため、当該自転車の交差点への進入速度、動向等を確認しながら自動車を運転しなければならない。

第2節 自転車の安全利用に関する教育等

(保護者等による教育等)

第12条 未成年の自転車利用者の保護者は、当該自転車利用者に対し、自転車に関する事故を予防するために自転車の適正な利用方法を説明し、乗車用ヘルメットを着用させる等の自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。

(学校等における教育等)

第13条 学校(大学を除く。)の長は、その幼児、児童又は生徒に対し、発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導(以下この条において「教育等」という。)を行うよう努めなければならない。

2 中学校の長及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認める場合は、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 専修学校(学校教育法第124条に規定するものをいう。)の長、各種学校(同法第134条第1項に規定するものをいう。)の長及び大学の長並びに児童又は生徒の教育又は育成に携わる者(第1項に規定する学校の長を除く。)は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育等を行うよう努めなければならない。

4 教育委員会は、第1項及び第2項で定める事項を効果的に実施するため、堺市立学校園に対して自転車の安全利用に関する教育等を行う上で必要な指導、助言又は援助を行うものとする。

(自転車小売業者の研修の受講)

第14条 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用に関する周知及

びそのために必要な情報等の提供を効果的に行うため、市が実施する自転車の安全利用に関する研修を受講するよう努めなければならない。

### 第3章 自転車のまちづくりに関する基本的施策

(計画の策定等)

第15条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車のまちづくりに関する計画を策定するものとする。

2 市は、社会情勢の変化等に応じて、前項の計画を変更するものとする。

(自転車のまちづくり推進の組織等)

第16条 自転車に関わる全ての者は、第1条に規定する目的を達成するため、それぞれの役割を相互に補完し、及び協働するよう努めなければならない。

2 市は、自転車のまちづくりの推進に柔軟かつ弾力的に対応できる組織を構築するものとする。

(人材の養成等)

第17条 市は、自転車のまちづくりを推進する人材を養成するため、次に掲げる事項について講座を実施するものとする。

- (1) 自転車の安全利用に関する事項
- (2) 環境に対する負荷を低減するための自転車の活用に関する事項
- (3) 自転車を活用した市内観光に関する事項
- (4) 健康で快適な自転車利用に関する事項
- (5) その他自転車のまちづくりに関する事項

2 市は、自転車のまちづくりについて自主的に活動する市民団体等に対し、市が実施する自転車に関する研修会への参加の機会の提供及び自転車に関する様々な情報の提供その他の必要な施策を行うものとする。

(自転車利用推進委員の設置)

第18条 事業者は、従業員等の自転車の安全利用及び利用促進を図るため、市長が定める基準に基づき従業員等のうちから自転車利用推進委員を設置するよう努めなければならない。

2 自転車利用推進委員は、市が実施する講座を受講し、及び市の認定を受けた者でなければならない。

(自転車利用推進委員の役割)

第19条 自転車利用推進委員は、その事業所の従業員等に自転車の安全利用に関して指導を行うとともに、事業所内における自転車利用の促進に努めなければならない。

2 自転車利用推進委員は、規則で定めるところにより、市長にその活動内容を報告するものとする。

3 自転車利用推進委員は、自転車のまちづくりを推進するために有効と考えられる施策について、市に提案を行うことができる。

(顕彰)

第20条 市は、自転車利用推進委員の活動が円滑に行われるよう支援を行うとともに、自転車利用推進委員が設置されている事業者を、自転車のまちづくりに寄与する事業者としてその名称その他の事項を公表するものとする。

(情報の収集、発信等)

第21条 市は、自転車に関する様々な情報の収集及び発信を行うとともに、市民等がそれぞれ有する自転車に関する情報を共有し、交流を行うことができる場の創出に努めるものとする。

(市の施策への協力)

第22条 市民等、事業者その他自転車のまちづくりに関係する者は、自転車の安全利用及び利用環境の向上に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

## 堺市自転車のまちづくり推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市自転車のまちづくり推進条例（平成26年条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(自転車利用推進委員の設置基準)

第3条 条例第18条第1項の市長が定める基準は、1事業所につき1人以上の自転車利用推進委員を置くこととする。

(自転車利用推進委員の認定の要件)

第4条 条例第18条第2項の認定（以下単に「認定」という。）を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例第18条第2項の講座（以下単に「講座」という。）の終了の際に実施する試験（以下「試験」という。）において、一定の基準に達する成績（以下「基準成績」という。）を収めた者

(2) 前号に掲げる者のほか、これと同等の知識を有する者として市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）

(2) 役員（法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。）が暴力団員又は暴力団密接関係者である法人の従業員等

(認定の申請等)

第5条 認定の申請をしようとする者は、試験の結果通知書に記載の通知日から起算して30日以内に、堺市自転車利用推進委員認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、認定を行う決定をしたときは堺市自転車利用推進委員認定通知書（様式第2号）により、認定を行わない決定をしたときは堺市自転車利用推進委員認定却下通知書（様式第3号）によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定をした自転車利用推進委員を堺市自転車利用推進委員認定簿（様式第4号。以下「認定簿」という。）に登録するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定の有効期間は、当該認定を受けた日から同日以後3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新等)

第7条 認定の更新を受けようとする者は、改めて講座を受講し、試験において基準成績を得た上で、試験の結果通知書に記載の通知日から起算して30日以内に、堺市自転車利用推進委員認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 前条の規定は、認定の更新後の有効期間について準用する。

(申請事項の変更の届出)

第8条 自転車利用推進委員は、第5条第1項の申請書に記載された事項に変更が生じた場合は、速やかに堺市自転車利用推進委員申請事項変更届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更に係る届出については、口頭によることができるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、及び認定簿から登録を抹消することができる。

(1) 禁錮以上の刑に処されたとき。

(2) 本人から認定の取消しの届出があったとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 過去3年間にわたり活動実態が認められないとき。

(5) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、自転車利用推進委員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項第2号の届出は、堺市自転車利用推進委員認定取消届出書(様式第6号)により行うものとする。

3 市長は、第1項各号に規定する事由により認定の取消しを行った場合は、その旨を堺市自転車利用推進委員認定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(自転車利用推進委員の設置の届出)

第10条 条例第18条第1項の規定に基づき事業者が自転車利用推進委員を設置した場合における市長への届出は、堺市自転車利用推進委員設置届出書(様式第8号)により行うものとする。

(活動内容の報告)

第11条 条例第19条第2項の規定による活動内容の報告は、当該年度の末日の翌日から起算して30日以内に、堺市自転車利用推進委員活動内容報告書(様式第9号)により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第20条の規定による公表（次項において単に「公表」という。）は、インターネットの利用その他広く市民に周知を図ることができる方法により行うものとする。

2 公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 事業者の住所（法人にあつては、所在地）
- (3) 活動の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項（委任）

第13条 この規則の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

西東京市議会公明党 多久市・北九州市会派視察(田代議員分)						
視察期間	平成29年10月30日(月)～31日(火)					
視察先	佐賀県 多久市					
視察目的	「小中一貫教育について」					
視察目的	福岡県 北九州市					
視察目的	「黒崎副都心 文化・交流拠点地区」					
日 付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備 考
10月30日	ひばりヶ丘二丁目	ひばりヶ丘	西武バス	0.7	175	
	ひばりヶ丘	池袋	西武池袋線	16.4	267	
	池袋	品川	JR山手線	15.4	259	
	品川	羽田空港 国内線ターミナル	京急本線	14.5	407	
	羽田空港	佐賀空港	ANA981便	1130	19,290	
	佐賀空港	多久市役所	佐賀空港リムジンタクシー	32	1,500	乗合定額制1,500円(1人)
	中多久駅	黒崎駅	JR 唐津線他	126.9	2,480	(特急料金820+510は 100km以下乗継で除外)
10月31日	黒崎駅	博多駅	JR鹿児島本線	53.3	1,110	(特急料金510円は100km以下で除外)
	博多駅	福岡空港	福岡市地下鉄空港線	3.3	260	
	福岡空港	羽田空港	ANA258便	1041	14,890	
	羽田空港 国内線ターミナル	品川	京急本線	14.5	407	
	品川	池袋	JR山手線	15.4	259	
	池袋	ひばりヶ丘	西武池袋線	16.4	267	
	ひばりヶ丘	ひばりヶ丘二丁目	西武バス	0.7	175	
<b>小 計</b>					<b>41,746</b>	(特急料金等除外 合計 1,840円)
日 当	2,500 円 × 2 日			5,000		
食 事 料	1,800 円 × 食					
宿泊費 (1泊朝食付き)	6480円 × 1 泊			6,480		
<b>合 計</b>					<b>53,226</b>	

5205

166AA

西東京市議会公明党 多久市・北九州市会派視察(小幡議員分)						
視察期間	平成29年10月30日(月)～31日(火)					
視察先	佐賀県 多久市					
視察目的	「小中一貫教育について」					
視察目的	福岡県 北九州市					
視察目的	「黒崎副都心・文化・交流拠点地区」					
日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考
10月30日	田無	高田馬場	西武新宿線	15.6	237	
	高田馬場	品川	JR山手線	13.3	194	
	品川	羽田空港 国内線ターミナル	京急本線	14.5	407	
	羽田空港	佐賀空港	ANA981便	1130	19,290	
	佐賀空港	多久市役所	佐賀空港リムジンタクシー	32	1,500	乗合定額制1,500円(1人)
	中多久駅	黒崎駅	JR 唐津線他	126.9	2,480	(特急料金820+510(は 100km以下乗継で除外)
10月31日	黒崎駅	博多駅	JR鹿児島本線	53.3	1,110	(特急料金510円は100km以下で除外)
	博多駅	福岡空港	福岡市地下鉄空港線	3.3	260	
	福岡空港	羽田空港	ANA258便	1041	14,890	
	羽田空港 国内線ターミナル	品川	京急本線	14.5	407	
	品川	高田馬場	JR山手線	13.3	194	
	高田馬場	田無	西武新宿線	15.6	237	
<b>小 計</b>					<b>41,206</b>	(特急料金等除外 合計 1,840円)
日当	2,500円 × 2日			5,000		
食事料	1,800円 × 食					
宿泊費 (1泊朝食付き)	6480円 × 1泊			6,480		
<b>合 計</b>					<b>52,686</b>	

5266



西東京市議会公明党 多久市・北九州市会派視察(佐藤議員分)						
視察期間	平成29年10月30日(月)～31日(火)					
視察先	佐賀県 多久市					
視察目的	「小中一貫教育について」					
視察目的	福岡県 北九州市					
視察目的	「黒崎副都心 文化・交流拠点地区」					
日付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金額	備考
10月30日	ひばりヶ丘団地西口	田無	西武バス	1.8	175	
	田無	高田馬場	西武新宿線	15.6	237	
	高田馬場	品川	JR山手線	13.3	194	
	品川	羽田空港 国内線ターミナル	京急本線	14.5	407	
	羽田空港	佐賀空港	ANA981便	1130	19,290	
	佐賀空港	多久市役所	佐賀空港リムジンタクシー	32	1,500	乗合定額制1,500円(1人)
	中多久駅	黒崎駅	JR 唐津線他	126.9	2,480	(特急料金820+510は 100km以下乗継で除外)
10月31日	黒崎駅	博多駅	JR鹿児島本線	53.3	1,110	(特急料金510円は100km以下で除外)
	博多駅	福岡空港	福岡市地下鉄空港線	3.3	260	
	福岡空港	羽田空港	ANA258便	1041	14,890	
	羽田空港 国内線ターミナル	品川	京急本線	14.5	407	
	品川	高田馬場	JR山手線	13.3	194	
	高田馬場	田無	西武新宿線	15.6	237	
	田無駅	ひばりヶ丘団地西口	西武バス	1.8	175	
<b>小 計</b>					<b>41,556</b>	(特急料金等除外 合計 1,840円)
日当	2,500円 × 2日			5,000		
食事料	1,800円 × 食					
宿泊費 (1泊朝食付き)	6480円 × 1泊			6,480		
<b>合 計</b>					<b>53,036</b>	

4616

# 領収書添付用紙

経費項目 \* 該当費目に○をつけてください。

整理番号 12

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費	○	
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

## 【領収書等添付欄】

領収証 Receipt No.05C-030991  
G000219496

西東京市議会公明党様

但し、視察費用(往復航空券、宿泊費)として

領収内訳 2017年10月04日 上記正に領収いたしました。

121,980円 京王観光株式会社  
取扱窓口 立川支店 TEL: 042-525-3991

税務署承認済

印税申告納付済

部署印 抜印

都署印のないものは無効です

**旅 京王観光**

### 【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。





A STAR ALLIANCE MEMBER

# eチケットお客様控

## ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPT

このバーコードを  
出発保安検査場  
搭乗口でタッチ!

保安検査場は出発の15分前までにご通過ください  
搭乗口へは出発の10分前までにお越しください

搭乗者名: タシロ ノブユキ様  
PASSENGER NAME

確認番号: 880 332 660 合計運賃額(税込): ¥34,180  
CONFIRMATION NO FARE (TAX INCL)

発行所: ケイオウカンコウ/タチカワ  
PLACE OF ISSUE

都市/空港 CITY/AIRPORT	便名 FLIGHT NUMBER	搭乗日 DATE (MONTH/DAY)	時刻 TIME	予約番号 RESERVATION NO	座席 SEAT	
[1] 出発 DEPARTURE 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	ANA 981便	10月30日	出発 DEPARTURE 9:55発	149	25C	通路側 SKIP
航空券番号 TICKET NUMBER: 1010176075029015		航空券有効期限 INVALID AFTER: 2017年10月30日		直接保安検査場へ		
到着 ARRIVAL 佐賀 SAGA	運賃種別 FARE BASIS 旅割45I		到着 ARRIVAL 12:00着	備考 REMARKS		
運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE: 2017年 9月15日						
[2] 出発 DEPARTURE 福岡 FUKUOKA	ANA 258便	10月31日	出発 DEPARTURE 15:20発	147	17H	通路側 SKIP
航空券番号 TICKET NUMBER: 1010176075029026		航空券有効期限 INVALID AFTER: 2017年10月31日		直接保安検査場へ		
到着 ARRIVAL 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	運賃種別 FARE BASIS 旅割45L		到着 ARRIVAL 17:00着	備考 REMARKS		
運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE: 2017年 9月15日						

## ■ご案内

- 本票は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を充分にご確認のうえ、大切に保管してください。
- お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に則ります(旅程により一部のお客様には国際運送約款が適用になります)。
- 本票に係るその他の取扱いについては、係員にお尋ねください。

## ■ご搭乗について

- 航空券は、券面の名義変更、第三者への譲渡、およびご申告のあったご搭乗予定の方以外のご搭乗は出来ません。
- 不正搭乗が発覚した場合、所定の違約金を申し受けるか、状況によっては法的手段を講じることも含め対処致します。
- ご利用になる便に適用される運賃額と、ご購入時の運賃額が異なる場合は、差額の調整が必要です。
- 購入された航空券で、予約のある場合は、当該予約便に限り有効です。  
予約のない場合は、特定の運賃を適用し別段の定めがある場合を除き、発行日(購入日※)およびその翌日から起算して90日間有効です。  
(※)ただし、コンビニなどでお支払いの場合、弊社が入金を確認した日
- 航空会社を変更される場合は、航空券を購入された航空会社で変更手続きを行ってください。

## ■払戻しについて

- お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後10日以内に限り承ります。
- 払戻の際は、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
- 払戻の際に所定の手数料を申し受けます。
- 払戻は発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

## ■ANA便ご利用に関するお問い合わせ

ANA国内線予約・案内センター 0570-029-222(全国一律料金)  
コミュニケーション対応時間 6:30~22:00



保安検査場は出発の15分前までにご通過ください  
搭乗口へは出発の10分前までにお越しください

搭乗者名: サトウ キミオ様  
PASSENGER NAME

確認番号: 880 332 660 合計運賃額(税込): ¥34,180  
CONFIRMATION NO FARE(TAXINCL)

発行所: ケイオウカンコウ/タチカワ  
PLACE OF ISSUE

都市/空港 CITY/AIRPORT	便名 FLIGHT NUMBER	搭乗日 DATE (MONTH/DAY)	時刻 TIME	予約番号 RESERVATION NO	座席 SEAT	
[1] 出発 DEPARTURE 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	ANA 981便	10月30日	出発 DEPARTURE 9:55発	149	24B 中央	SKIP
航空券番号 TICKET NUMBER: 1010176075028013		航空券有効期限 INVALID AFTER: 2017年10月30日		直接保安検査場へ		
到着 ARRIVAL 佐賀 SAGA	運賃種別 FARE BASIS 旅割45I		到着 ARRIVAL 12:00着	備考 REMARKS		
運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE: 2017年 9月15日						
[2] 出発 DEPARTURE 福岡 FUKUOKA	ANA 258便	10月31日	出発 DEPARTURE 15:20発	147	17J 中央	SKIP
航空券番号 TICKET NUMBER: 1010176075028024		航空券有効期限 INVALID AFTER: 2017年10月31日		直接保安検査場へ		
到着 ARRIVAL 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	運賃種別 FARE BASIS 旅割45L		到着 ARRIVAL 17:00着	備考 REMARKS		
運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE: 2017年 9月15日						

## ■ご案内

- 本書は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を充分にご確認のうえ、大切に保管してください。
- お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に則ります(旅程により一部のお客様には国際運送約款が適用になります)。
- 本書に係るその他の取扱については、係員にお尋ねください。

## ■ご搭乗について

- 航空券は、券面の名義変更、第三者への譲渡、およびご申告のあったご搭乗予定の方以外のご搭乗は出来ません。
- 不正搭乗が発覚した場合、所定の違約金を申し受けるか、状況によっては法的手段を講ずることも含め対処致します。
- ご利用になる便に適用される運賃額と、ご購入時の運賃額が異なる場合は、差額の調整が必要です。
- 購入された航空券で、予約のある場合は、当該予約便に限り有効です。  
予約のない場合は、特定の運賃を適用し別段の定めがある場合を除き、発行日(購入日※)およびその翌日から起算して90日間有効です。  
(※)ただし、コンビニなどでお支払いの場合、弊社が入金を確認した日
- 航空会社を変更される場合は、航空券を購入された航空会社で変更手続きを行ってください。

## ■払戻しについて

- お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後10日以内に限り承ります。
- 払戻の際は、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
- 払戻の際に所定の手数料を申し受けます。
- 払戻しは発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

## ■ANA便ご利用に関するお問い合わせ

ANA国内線予約・案内センター 0570-029-222(全国一律料金)  
コミュニケーター対応時間 6:30~22:00



A STAR ALLIANCE MEMBER

# eチケットお客様控

## ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPT

このバーコードを  
出発保安検査場  
搭乗口でタッチ!

保安検査場は出発の15分前までにご通過ください  
搭乗口へは出発の10分前までにお越しください

搭乗者名: **オバタ カツミ様**  
PASSENGER NAME

確認番号: **880 332 660** 合計運賃額(税込): **¥34,180**  
CONFIRMATION NO FARE(TAX INCL)

発行所: **ケイオウカンコウ/タチカワ**  
PLACE OF ISSUE

都市/空港 CITY/AIRPORT	便名 FLIGHT NUMBER	搭乗日 DATE(MONTH/DAY)	時刻 TIME	予約番号 RESERVATION NO	座席 SEAT	
[1] 出発 DEPARTURE 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	ANA 981便	10月30日	出発 DEPARTURE 9:55発	149	24C 通路側	<b>SKIP</b>
航空券番号 TICKET NUMBER: 1010176075027011 航空券有効期限 INVALID AFTER: 2017年10月30日						直接保安検査場へ
到着 ARRIVAL 佐賀 SAGA	運賃種別 FARE BASIS 旅割45L		到着 ARRIVAL 12:00着	備考 REMARKS		
運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE: 2017年 9月15日						
[2] 出発 DEPARTURE 福岡 FUKUOKA	ANA 258便	10月31日	出発 DEPARTURE 15:20発	147	17K 窓側	<b>SKIP</b>
航空券番号 TICKET NUMBER: 1010176075027022 航空券有効期限 INVALID AFTER: 2017年10月31日						直接保安検査場へ
到着 ARRIVAL 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	運賃種別 FARE BASIS 旅割45L		到着 ARRIVAL 17:00着	備考 REMARKS		
運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE: 2017年 9月15日						

## ■ご案内

- 本書は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を充分にご確認のうえ、大切に保管してください。
- お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に則ります(旅程により一部のお客様には国際運送約款が適用になります)。
- 本書に係るその他の取扱いについては、係員にお尋ねください。

## ■ご搭乗について

- 航空券は、券面の名義変更、第三者への譲渡、およびご申告のあったご搭乗予定の方以外のご搭乗は出来ません。
- 不正搭乗が発覚した場合、所定の違約金を申し受けるか、状況によっては法的手段を講じることも含め対応致します。
- ご利用になる便に適用される運賃額と、ご購入時の運賃額が異なる場合は、差額の調整が必要です。
- 購入された航空券で、予約のある場合は、当該予約便に限り有効です。  
予約のない場合は、特定の運賃を適用し別段の定めがある場合を除き、発行日(購入日※)およびその翌日から起算して90日間有効です。  
(※)ただし、コンビニなどでお支払いの場合、弊社が入金を確認した日
- 航空会社を変更される場合は、航空券を購入された航空会社で変更手続きを行ってください。

## ■払戻しについて

- お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後10日以内に限り承ります。
- 払戻しの際は、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
- 払戻しの際に所定の手数料を申し受けます。
- 払戻しは発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

## ■ANA便ご利用に関するお問い合わせ

ANA国内統予約・案内センター 0570-029-222(全国一律料金)  
コミュニケーション対応時間 6:30~22:00

# 領収書添付用紙

経費項目 \* 該当費目に○をつけてください。

整理番号 19

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費	○	
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

## 【領収書等添付欄】

2017年10月29日

No 000001-000027

### 領 収 証

西東京市議会公明党 様

¥ 3, 2 4 0 -

但し 内、消費税等 240円  
上記 正に領収いたしました。

多摩市 北九州市 おみやげ代として

柳寛永堂 イオンモール東久留米店  
東京都東久留米市南沢5-17-62  
TEL:042-451-7128

※感熱紙のため、印刷面を内側に折り保管してください



## 【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。

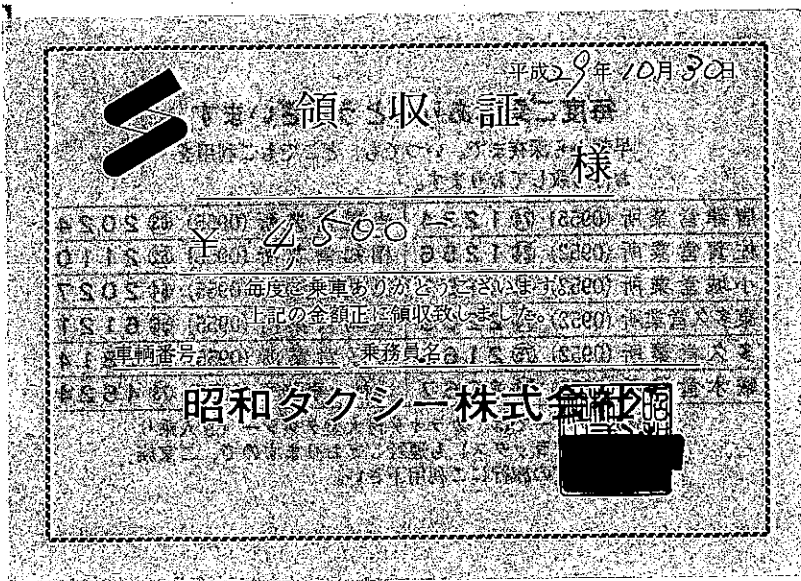
# 領収書添付用紙

経費項目 \*該当費目に○をつけてください。

整理番号 14

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費	○	
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

【領収書等添付欄】



**領収書**

様

ご利用日付 2017年10月31日

時刻 13時14分

券番号: 6692

取引内容: 乗車券購入 金780円

伝票番号: 14358

ご利用ありがとうございます。

(地) 博多駅 券A03発行  
福岡市交通局

【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。



様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書

1 金 額 16,688 円

2 支 払 先 西武鉄道・JR・京急 他

3 件 名 10/30～31多久市・北九州市視察交通費

4 支払年月日 平成29年10月31日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名 西東京市議会公明党  
代 表 者 佐藤公男 印



## 会派視察報告書

1. 会派名 西東京市議会公明党
2. 参加者 小幡勝己、佐藤公男、田代伸之
3. 視察日程及び視察先

10月30日(月) ①佐賀県多久市 「小中一貫教育について」  
10月31日(火) ②福岡県北九州市 「黒崎副都心 文化・交流拠点地区について」

### 4. 視察内容

#### ①多久市「小中一貫教育について」

#### ○多久市概要

総面積96.96km<sup>2</sup>、人口19,646人(住民基本台帳登録人口 平成30年1月現在)

県の中央部、四方を山に囲まれた自然豊かな都市。1669年に諸藩に先立ち学問所「東原庵舎」が開設。現存する孔子廟としては国内で3番目に古い「多久聖廟」が1708年に建立。以来文教都市として栄え、現在もその風土が生きる文化・教育のまちとして有名。

#### ○小中一貫教育を目指すに至った課題

2004年度に第7次行政改革大綱(2005年度～2010年度)が示され、その中で学校規模の適正化について教育委員会で検討するよう指示。検討理由は、少子化に伴う児童生徒数の減少により(平成8年度で小学校1,862人・中学校1,012人、合計2,874人が平成18年度は小学校1,365人・中学校674人、合計2,039人と約800人、29%減)、一部複式学級の編成がある学校が存在し、学校行事やクラブ活動の運営に制約が加わっている小学校があるような現状があった。児童生徒数の減少以外でも、学力向上の課題や小1プロブレム・中一ギャップなどのステップアップする際の難しさ、結果として表れる不登校などの問題への対応や問題行動など、知育・徳育・体育のためのよりよい教育のあり方が求められていた。

#### ○小中一貫教育導入推進の経過

平成17年5月 教育委員会に重点施策推進検討会を設置  
平成17年12月 適正規模・適正配置委員会設置に向けた準備スタート  
平成18年7月 第1回検討会議をスタートに平成19年にかけて全13回開催  
委員数12名(学識経験者6名、関係団体代表4名、教職員2名)  
平成19年12月 中間のまとめ  
平成20年8月 最終答申  
実施時期は平成25年4月とする庁議決定  
平成20年9月 幹部研修・一般職員研修実施  
平成20年11月 小中再編・地域創造プロジェクト設置  
平成21年2月 7小学校区で説明会  
平成21年4月 特命プロジェクト推進課設置  
平成21年6月 小中一貫学校建設基本構想・基本設計業務委託料が議会で可決  
平成21年9月 共同企業体と契約  
平成22年7月 実施設計業務委託契約  
平成22年10月 教育内容などを話し合う第1回小中一貫教育推進準備委員会をスタート

に計4回開催

平成24年3月 24年度当初予算議案が議会で可決  
平成24年8月～9月 各校の移転作業実行委員会スタート  
平成24年9月 学校設置条例の一部を改正をする条例議案可決  
平成25年3月 7校の小学校閉校式  
平成25年4月 小中一貫校3校合同開校式

- 2 統合にあたって、一部新たな学校を建設し、一部既存の施設を活用する。
- 3 小中一貫教育の研究を進め、その導入を図る。
- 4 スクールバスの導入を図り、通学対策を総合的に講じる。
- 5 多久市の特色を生かした学習ができるような創意工夫をする。
- 6 跡地や跡施設は、地域活性化につながる活用を検討する。

#### ○小中学校の統合再編

- ・ 東部中学校、東部小学校、納所小学校→東部中学校と東部小学校の施設を利用した  
東原庁舎 東部校 (校舎一体型)
- ・ 西溪中学校、中部小学校、西部小学校→西溪中学校と中部小学校の施設を利用した  
東原庁舎 西溪校 (校舎一体型)
- ・ 中央中学校、南部小学校、北部小学校、緑が丘小学校  
→現在の中央中学校の敷地内に新築する小学校と中央中学校の施設を利用した  
東原庁舎 中央校 (同一敷地内併設型)

#### ○小学校6年間・中学校3年間の区割りの見直し

- ・ 前期 (1~4年生) 基礎期 学びの習慣化 (学習や生活の基礎・基盤確立期)  
きめ細やかな学習指導・生活指導、基礎学力の定着、家庭との連携
- ・ 中期 (5、6、中1) 充実期 学び方の定着・発展 (小・中学校の内容充実期)  
小中教員の乗り入れ授業、一部教科担任性 (小学校)、リーダー力・社会性の育成
- ・ 後期 (中2、中3) 発展期 自己学習力の形成 (一貫教育成熟期)  
個性や能力を発揮させる授業、目指す進路志望の実現、多久市民としての行動化

#### ○教育実践

##### ※学校運営

- ・ 小中同一の学校教育目標の設定 全職員体制で9年間の教育を推進
- ・ 同じ職員室に小中の教員が入り、協働での教育実践、児童生徒の学習・生活についての  
情報交換を緊密に行う
- ・ 職員会議、職員研修は小中教員合同で開催
- ・ 小中兼務事例 (小中学校で授業実践できる辞令) の発令
- ・ 学校行事の開催方法、内容の工夫 (全校・前中後期・異学年、地域連携、市内合同)

##### ※授業づくり

- ・ 小中9か年の系統性を生かした教科指導・と特別支援教育の展開
- ・ 小中教員の乗り入れ授業の実施 (教員の連携・特技を生かして授業効果を高める)
- ・ 小学校1年生から「英語活動」を実施。中学校「英語科」への学びの連続性を高める

##### ※地域連携

- ・ 「多久学 (偉人の学習・郷土理解・体験学習)」による学習を展開
- ・ 地域人材・素材・行事を積極的に取り入れる (地域に開かれた学校を目指す)

#### ○教育の特色 (6本の柱)

1 学力の向上 ② 心の教育 ③ 多久学 ④ 交流活動 ⑤ ICT教育 ⑥ 国際化

#### ○小中一貫教育の特色ある行事・取り組み

- ・ 合同入学式
- ・ 学習発表会・文化祭
- ・ 合同体育大会
- ・ 給食9年間 (異学年ふれあい会食)
- ・ パソコン活用授業 (全教室に電子黒板を設置)
- ・ 論語カルタ大会、検定試験
- ・ 異学年交流活動・学習

#### ○通学対策 (スクールバスの導入)

統廃合による小中一貫校開校により登下校の距離が長くなる。その対策としてスクールバスが導入されている。小学生は、自宅から学校の距離が2km以上、中学生は6km以上を可能とする。(29人乗りマイクロバスが16台、14人乗りのハイエースが1台) 登校時各コース1便、下校時各コース3便。

#### ○跡地、跡施設活用事例

- ・ 児童と地域のふれあい館
- ・ 地域防災センターや緊急災害時用資材等の備蓄施設
- ・ 生涯学習センター施設
- ・ 滞在型宿泊施設 (スポーツ関係の合宿にも利用できる)
- ・ 図書館、美術館

向上が見られている。

- ・問題行動についても大きな変化が見られる。開校前は3年間で100件を超えていた警察の補導件数も開校後の3年間で約10分の1に減少。地域からの苦情も激減しているとのこと。小学生と常に一緒であるという環境が、小学生の手本にならなくてはという責任感、強い意識が醸成されている。そのような環境が中学生の自己肯定感を高めている。
- ・中一ギャップに代表される不登校について、減少している。職員室が1つ。研修会や会議、部会なども小中の教員が合同で行う。この中で情報の共有がされ、様々な目で一人一人の児童生徒を見る体制の中で、問題を早期に発見し、対処していく体制が構築されている。
- ・一番の核になる小中学校の文化の違いを認め合うことなどの、小中学校の教員の相互理解、協働の取り組みなどについても、乗り入れ授業や交流などの取り組みや研究会、ケース会議など、実践の中で理解は広がっていった。
- ・地域と学校の関係が強かった多久市であるが、開校後は、通学路の見守り活動や数多く行われる地域伝統行事などにも児童生徒が積極的に参加するなど、地域の方々と学校教育の様々な活動場面での協力体制が作られた。

### ○視察を終えて

「学校にいくなら多久 教育するなら多久」「多久のこどもは多久で育てる」。

平成17年の第7次行財政改革大綱の中で示した「学校規模適正化」に関する深い検討がきっかけだが、少子化が進む中での学校再編といった課題の中、子どもたちに望ましい教育環境とはなにか、未来の宝である子どもたちの健全な育成のためには、社会全体で子どもたちを育てていくためには、子どもたちのよりよい教育をつくって行くために何ができるか。検討の結果、小中一貫教育を導入しながら学校再編を実施という方向性を決められた。平成25年4月の3校同時開校までの取り組みは、市長のリーダーシップのもと、教育長を中心とした教育委員会、学校、行政。そして地域の方々の粘り強い取り組みであった。まず、「小中一貫教育ってなに」といった疑問、その理解普及への取り組みは素晴らしい。

最終答申が出るまでの期間、保護者、卒業生、地域住民、保育園幼稚園保護者など約170の会場施設で説明会、意見交換会を丁寧に開催。約3,800人の参加があった。また最終答申後も時々説明会、意見交換会を開催。約120の会場施設で参加者は約1,900人。特に、学校がなくなってしまう地域については、丁寧に説明を行った。尚、議員への説明会、意見交換会も数多くもたれたほか、多くの新聞にも記事を掲載するなどの理解普及にも取り組まれている。開催回数、参加人数に驚かされたが、多久市全体で小中一貫教育を進めていきたいという行政、教育委員会の強い姿勢を感じた。

小中一貫教育を進める上で重要な、小中学校の文化の違い。それを乗り越えるためには、学校、教員への理解ということが重要になる。平成13年から行っている小中連携教育の実践の成果なども生かしつつ、「どこまでも子どもたちのために」という共通の思いで、説明、協議、研究を進めて行く。その中で、学校教員が主体となって進めていく体制が構築された。

様々な課題をオール多久市で解消して行く中で、スタートした小中一貫校。多くの効果は、上記に記した通りである。

現在西東京市でも少子化、中一ギャップも含めた不登校の問題、学力の向上などの課題がある。義務教育9年間を通した学校づくりや教育実践のあり方が問われていると考える。西東京市議会公明党は、子どもたちの最良の教育環境を提供する議論を進めている。その1つの手段として小中一貫教育の推進も提案してきた。一人一人の子どもたちが、学習面や生活面で9年間の連続性の中で教育を受け、小中の円滑な接続による教育環境は、今の西東京市の教育行政の課題解消につながると確信する。そういった点で、今回の視察は非常に参考になる点が多かった。今後も西東京市の未来の宝である子どもたちの健全な育成のために、学校と家庭、地域が連携し、社会全体で育てていける教育環境の充実に取り組んでいきたい。

## ②北九州市 「黒崎副都心 文化・交流拠点地区について」

### ○北九州市概要

総面積489.60km<sup>2</sup>、人口961,552人（住民基本台帳登録人口 平成29年9月現在）

1963年、門司市、小倉市、戸畑市、八幡市、若松市の5市が新設合併し北九州市となる。三大都市圏以外の初の政令指定都市に指定される。（門司区、小倉区、戸畑区、八幡区、若松区を設置）現在は門司区、小倉北区、小倉南区、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区となっている。

### ○黒崎副都心 文化・交流拠点地区整備の目的について

九州厚生年金病院跡地等（約3.3ha）に、図書館、ホール等を整備し、副都心にふさわしい都市機能の充実と地域の回遊性を向上させ、黒崎の活性化を図ることを目的とする。

昭和63年度策定した北九州市ルネッサンス構想で、黒崎を副都心として位置づける。平成4年「黒崎副都心構想」を策定。必要な機能などの検討が行われる。平成9年度「黒崎副都心整備計画」を策定。文化交流拠点地区としてのコンセプトが示される。平成20年度黒崎地区中心市街地活性化基本計画を策定。活性化に向けた都市機能の集約を行い、まちの魅了向上に努めることが示される。

施設内容の決定については、上記内容の中で、平成18年3月土地開発公社が旧九州厚生年金病院の建物と用地を先行取得。市民アンケートなどを実施し、平成20年1月に整備案の骨子が策定される。

平成20年6月から、民間活力の導入などを含む事業手法や、施設規模などの検討し、整備方針（素案）を公表。平成21年3月に整備方針が策定され、PFI事業（BTO）方式で行う方針が決定する。

平成21年7月から、PFI事業者の公募（入札広告）が開始され、平成22年3月SPCと事業契約を締結する。施設設置条例、指定管理者の指定など進められる。

平成22年度に設計作業等を行い、図書館、ホール等着工。平成23年度、図書館、ホール、公園などの工事。平成24年7月1日オープン。

#### ○PFI事業による施設の整備について

公募で選ばれた民間事業者が、「民間資金」と「経営・技術ノウハウ」を活用し、図書館、ホール、公園などの公共施設を整備。（完成後に市が買い取り）。運営は指定管理にて15年間（平成24年～平成39年）。図書館、ホールの維持管理・運営を実施。また、計画地の一部を活用した地域の利便性向上、活性化、街なか居住の向上などの民間施設を整備する。

#### ○PFI事業者（指定管理者かねる）

事業全体の実施体制については、本事業の遂行のみを目的としてSPC（特別目的会社）を設置。

事業者 株式会社 黒崎コミュニティーサービス（平成21年に実施の事業者公募により落札者として決定した、九電工グループの企業を中心とした本業務を実施する新会社）

#### ○PFI総事業費

約105億円（公共施設整備費 約55億円、15年間の維持管理・運営費合計 約50億円）

#### ○行政側の事業体制

- ・市の民活事業（PFI含む）の総合窓口／総務局行政経営課
- ・本PFI事業の総合調整／建築都市局 まちづくり推進室
- ・図書館担当／教育委員会 中央図書館
- ・ホール担当／市民文化スポーツ局 文化企画課

#### ○各施設の概要

##### ＊図書館（北九州市立八幡西図書館）

- ・延床面積 約3,700㎡（駐車場42台）
- ・階数 地上3階建
- ・最大蔵書数約30万冊
- ・特徴 自然豊かな周辺環境と調和する環境の創出・人が集い交わるターミナルとなる交流型図書館の創出・環境と一体となる開放的な図書館をコンセプトとする。中央図書館に次ぐ規模、視聴覚資料の貸し出し、自動貸出機の導入、公衆無線LAN整備、畳の読書スペース（桜屋離れ座敷の内部空間復元）、黒崎祇園山笠の展示など

##### ＊ホール（黒崎ひびしんホール）

- ・延床面積 約8,800㎡（駐車場120台）
- ・階数 地上3階建、地下1階
- ・大ホール（826席）、中ホール（310席）、大・中・小練習室、リハーサル室など
- ・特徴 市民の文化活動発表の舞台にふさわしい、2つのホールや、日常活動を支える練習場を併せもった文化施設。屋外のステージが象徴的で、公園との一体利用ができる。

##### ＊公園（曲里の松並木公園）

- ・面積 約4,000㎡
- ・特徴 まちの中心地から、長崎街道松並木や近くを流れる撥川せせらぎへと緑連なる芝生公園

#### ＊民間施設

- ・シニアマンション／サービス付き高齢者向け住宅、訪問・通所介護事業実施（土地は定期借地）
- ・生活利便性施設／スーパーマーケット（土地は定期借地）
- ・集合住宅等（土地は売却）

- ・民間事業提案の自由度の拡大を図るため、民間施設の提案（任意）を求める
- ・図書館において、カフェテリア（独立採算）を求める
- ・ホールにおいて、地域文化を高めるための自らの企画・主催により実施する自主事業を求める
- ・図書館、ホールの利用状況の変動によるサービス購入料改定（図書館は±5%、ホールは±2%）。また、維持管理・運営の水準などが要求水準に満たない場合の減額などインセンティブ、ペナルティの採用を行う
- ・黒崎ひびしんホールの名称にネーミングライツを活用（4年間 年間780万円、現在は680万円）

#### ○事業効果

- ・PFI事業で総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合であるVFMは12.5%削減
- ・図書館、ホールの利用者数目標を52万人に設定 平成28年度は65.5万人
- ・整備に対する評価アンケート 効果があった・やや効果があったが74%
- ・黒崎副都心エリアの移住人口の増加（平成23年 24,718人 平成28年 25,750人）

#### ○視察を終えて

現在西東京市においては、公共施設の老朽化などによる更新時期をむかえることから、維持管理をどのようにしていくのか。財政状況も鑑み、対応手法も含めて検討していくことが喫緊の課題である。そのような中、民間活力の導入による施設整備についても議論がなされている。

泉小学校跡地に整備予定の高齢者施設、障害者施設については、本市として初めての定期借地による整備が決定している。また、市民会館跡地利用についても、民間活力の導入による整備が検討されているように、今後は様々な手法の検討が必要となってくるであろう。

今回の視察では、PFI事業による施設の整備の進め方などを学ばせていただいた。

民間からの提案に自由度をもたせ、そのノウハウやスキル、技術力などを最大限に活用し、効率的かつ効果的な事業が推進されていた。

一方、行政側も準備も同時に進めて行かなくてはならないことも痛感した。PFI事業は、制度、法律、ファイナンスなどその事務が多岐にわたるために、全ての内容に精通するのは困難である。事務量の大幅増のために、北九州市では、民間活用（PFI事業も含む）を専門に担当する部署は存在しないが、民活事業の総合窓口、PFI事業の総合調整など、事業体制がしっかり構築されていた。専門的な知見からのコンサルなどのアドバイザーなども積極的に活用しながら、丁寧に事業を進めていた。北西東京市においても、民間活用（PFI事業も含む）を専門に担当する部署は存在しない。西東京市議会公明党として体制の構築を提案している。

当然のことではあるが、公募についての透明性、専門性、客観性をもたせるために、学識経験者などの第三者機関であるPFI事業者検討会も設置して進めていた。

また、指定管理委託の事業者に対する、インセンティブやペナルティの採用については、非常に参考になった。ペナルティに関しては、非常に厳しい条件となっており、ここまでできるのかというのが率直な感想であった。

本事業は発案から事業手法（PFI事業）決定まで半年間。公募開始から決定まで半年間。施設整備から完成までが19か月とそのスピードの早さには正直驚かされた。

効果と課題についても率直に説明していただいたことも感謝したい。

今後の議会での質問などにしっかりといかしていきたい。

# 第79回全国都市問題会議 大林 光昭議員 旅費

期 間 平成29年11月8日(水)～10日(金)

会場 沖縄県 那覇市 沖縄県立武道館  
 会議名 「第79回全国都市問題会議」

日 付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金 額	備 考
11月8日	田無	高田馬場	西武池袋線	15.6	237	
	高田馬場	品川	JR山手線	13.3	194	
	品川	羽田空港 国内線ターミナル	京急本線	14.5	407	
	羽田空港	那覇空港	JAL907便	1687.0	16,390	
	那覇空港	牧志駅	ゆいレール	7.7	300	宿舎へ前泊
	1日目 合計				1738.1	17,528
11月9日	牧志駅	壺川駅	ゆいレール	3.1	260	全国都市問題会議(1日目)会場
	壺川駅	牧志駅	ゆいレール	3.1	260	"
	2日目 合計				6.2	520
11月10日	牧志駅	壺川駅	ゆいレール	3.1	260	全国都市問題会議(2日目)会場
	壺川駅	那覇空港	ゆいレール	4.6	260	
	那覇空港	羽田空港	JAL918便	1687.0	22,790	
	羽田空港 国内線ターミナル	品川	京急本線	14.5	407	
	品川	高田馬場	JR山手線	13.3	194	
	高田馬場	田無	西武池袋線	15.6	237	
	3日目 合計				1738.1	24,148
<b>合 計 (距離・交通費)</b>				<b>3482.4</b>	<b>42,196</b>	(直行・直帰)
日 当	2,500 円 × 3 日				7,500	
食 事 料	夕食費 1,800 円 × 食				0	
宿泊費 (1泊朝食付き)	12,810 円 × 2 泊				25,620	ダイヤロイネット那覇沖縄国際通り
参加費					10,000	別途 JTBへ振込
<b>合 計</b>					<b>85,316</b>	64,800円は京王観光に振込

2016  
6672

## 第79回全国都市問題会議 田代伸之議員 旅費

期 間 平成29年11月8日(水)～10日(金)

会場 沖縄県 那覇市 沖縄県立武道館  
会議名 「第79回全国都市問題会議」

日 付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金 額	備 考
11月8日	ひばりヶ丘二丁目	ひばりヶ丘	西武バス	0.7	175	
	ひばりヶ丘	池袋	西武池袋線	16.4	267	
	池袋	品川	JR山手線	15.4	259	
	品川	羽田空港 国内線ターミナル	京急本線	14.5	407	
	羽田空港	那覇空港	JAL907便	1687.0	16,390	
	那覇空港	牧志駅	ゆいレール	7.7	300	宿舎へ前泊
	1日目 合計				1741.7	17,798
11月9日	牧志駅	壺川駅	ゆいレール	3.1	260	全国都市問題会議(1日目)会場
	壺川駅	牧志駅	ゆいレール	3.1	260	"
	2日目 合計				6.2	520
11月10日	牧志駅	壺川駅	ゆいレール	3.1	260	全国都市問題会議(2日目)会場
	壺川駅	那覇空港	ゆいレール	4.6	260	
	那覇空港	羽田空港	JAL918便	1687.0	22,790	
	羽田空港 国内線ターミナル	品川	京急本線	14.5	407	
	品川	池袋	JR山手線	15.4	259	
	池袋	ひばりヶ丘	西武池袋線	16.4	267	
	ひばりヶ丘	ひばりヶ丘二丁目	西武バス	0.7	175	
	3日目 合計				1741.0	24,418
<b>合 計 (距離・交通費)</b>				<b>3488.9</b>	<b>42,736</b>	(直行・直帰)
日 当	2,500 円 × 3 日			7,500		
食事料	夕食費 1,800 円 × 食			0		
宿泊費 (1泊朝食付き)	12,810 円 × 2 泊			25,620		ダイヤロイネット那覇沖縄国際通り
参加費				10,000		別途 JTBへ振込
<b>合 計</b>					<b>85,856</b>	64,800円は京王観光に振込



# 領収書添付用紙

経費項目 \* 該当費目に○をつけてください。

整理番号 <sup>15</sup> ~~10~~

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費	○	
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

## 【領収書等添付欄】

領収証 Receipt No. 05C-031215  
G000210070  
西東京市議会公明党 様

¥129,600-

印紙税申告納  
付につき四谷  
税務署承認済

但し、宿泊・航空券代金として

領収内訳 2017年10月31日 上記正に領収いたしました。  
銀行振込 129,600円 京王観光株式会社  
取扱窓口：立川支店  
TEL: 042-525-3991

部署印	抜印



部署印のないものは無効です。

### 【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。



# 領収書添付用紙

経費項目 \*該当費目に○をつけてください。

整理番号 16

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費		
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

## 【領収書等添付欄】

### ご利用明細

本日はご利用いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。  
裏面のご案内もあわせてご確認ください。



### ☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥20,000  
振込手数料 ￥216

お受取人は  
銀行  
支店  
普通  
カ) JTBオキナワ 様

お振込人は  
334ニツウキヨウ 様

お取扱日 29.10.27 電信振込  
(振込予約 29.10.30)

取扱店	機番	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき随町 税務署承認済
667	82	29.10.27	16:18	
銀行番号	店番号	口座番号等		
0009				

三井住友銀行

### 【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。

第79回全国都市問題会議

【明細書】

受付番号	334	西東京市	請求金額(税込)	¥40,000
------	-----	------	----------	---------

受付番号	334 - 1	様
------	---------	---

利用日	申込項目	単価	数量	金額
2017/11/09	大会参加	10000	1	¥10,000
			個人合計	¥10,000

公費

受付番号	334 - 2	様
------	---------	---

利用日	申込項目	単価	数量	金額
2017/11/09	大会参加	10000	1	¥10,000
			個人合計	¥10,000

受付番号	334 - 3	大林 光昭 様
------	---------	---------

利用日	申込項目	単価	数量	金額
2017/11/09	大会参加	10000	1	¥10,000
			個人合計	¥10,000

受付番号	334 - 4	田代 伸之 様
------	---------	---------


利用日	申込項目	単価	数量	金額
2017/11/09	大会参加	10000	1	¥10,000
			個人合計	¥10,000

様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書

- 1 金 額                    6,572                    円
- 2 支 払 先                    西武鉄道・JR・ゆいレール 他
- 3 件 名                      11/8~10全国都市問題会議交通費
- 4 支払年月日                平成29年11月10日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名    西東京市議会公明党  
代 表 者    佐藤公男                    印 

## 会派視察報告書

1. 会派名 西東京市議会公明党

2. 参加者 大林光昭、田代伸之

3. 視察日程及び視察先

11月9日(木)・10日(金) 沖縄県立武道館

4. 視察内容

第79回全国都市問題会議

テーマ：ひとつながり都市の魅力と地域の創生戦略 —新しい風をつかむまちづくり—

### 【第1日目】

○開会式

○基調講演 多様性のある江戸時代の都市 東京大学史料編纂所教授 山本 博文氏

○主報告 ひとつながりまち —新しい風をつかむまちづくり—

沖縄県那覇市長 城間 幹子氏

○一般報告 人口減少社会の実像と都市自治体の役割

首都大学東京大学院人文科学研究科准教授 山下 祐介氏

○一般報告 自然と都市が融合し共生が地域の価値を高めるまちづくり

北海道釧路市長 蝦名 大也氏

○一般報告 新たなステージに入った沖縄観光

琉球大学観光産業科学部長・教授 下地 芳郎氏

### 【第2日目】

○パネルディスカッション

テーマ：ひとつながり都市の魅力と地域の創生戦略 —新しい風をつかむまちづくり—

\*コーディネーター 早稲田大学理工学術院教授 後藤 晴彦氏

\*パネリスト 株式会社能作 代表取締役社長 能作 克治氏

まちとひと 感動のデザイン研究所代表 藤田 とし子氏

沖縄文化芸術振興アドバイザー 平田 大一氏

福井県勝山市市長 山岸 正裕氏

静岡県島田市市長 染谷 絹代氏

○閉会式

## 5. 概要

### 【1日目】

○基調講演 東京大学史料編纂所教授 山本 博文氏

「多様性のある江戸時代の都市」

山本氏の基調講演は、これからのまちづくりにおいては、そのまちの特色、歴史を深く知り、それをもとに全国に大きくアピールするべきとの指摘であった。江戸時代の参勤交代の制度を紹介。制度化とともに宿場や街道の整備を行い、驚く程の賑わいを創出していたこと。近代は、人が交通手段の整備により、目的地に一直線に向かうことが多く、人が集まるまちと集まらないまちに分かれてしまっている現状を紹介。江戸時代の城下町の繁栄と全国均質な発展をもたらしたことにふれ、地域の歴史を学び、その特色、魅力を全国

「ひとつながりまち -新しい風をつかむまちづくり-」

城間氏の報告では、那覇市のまちづくりの取り組み、その考え方についての報告があった。那覇市は観光客が年々増加している。一方、地元住民の満足度の向上、楽しめるまちにすることが課題となっている。そのような中、市民の台所である第一牧志公設市場の再整備事業。「にぎわい豊かな街」をコンセプトとした農連市場地区防災地区の整備事業。そして新文化芸術発信拠点施設の整備を実施。地域と観光客の交流の場を整備する事業を紹介。ハード面だけではなくまちづくりを進めるには、行政、市民、NPO、地域資源との協働が重要と訴え、那覇市のボランティア活動やこどもの見守り事業などの協働の取り組みを紹介された。

○一般報告 首都大学東京大学院人文科学研究科准教授 山下 祐介 氏

「人口減少社会の実像と都市自治体の役割」

山下氏の報告では、現在の人口減少の問題について言及。東京一極集中がもたらす人口減少を問題化し、この問題に対処する見解を示した。自治体の考え方、住民の価値の転換を政治がリーダーシップをとって進めていくこと。また人口問題を解決していくために必要なきめ細やかな住民参加と連携の体制づくりの促進。協働を前提とした政策形成の場づくりがこれからのまちづくりに求められているとの意見であった。

○一般報告 北海道釧路市長 蝦名大也氏

「自然と都市が融合し共生が地域の価値を高めるまちづくり」

蝦名氏の報告は、釧路市の人口流出の課題について言及。進学や就職で20代の転出が超過の状態となっている。釧路市では積極的なまちづくりを進め、この課題の解消を目指す。

例えば、訪日外国人の観光客を増やすために、観光資源の整備、海外への情報発信事業、アジアへのプロモーションなどに取り組んだ結果、6年連続で北海道内第1位の実績を出す。また阿寒湖畔の大自然やアイヌ文化を守る取り組みや、国立公園である釧路湿原の保存などにも取り組み、地域資源、まちの歴史を大切にしている。今後は、経済の活性化、人材育成、教育大綱の策定などの取り組みを行い、まちづくりを進めていくとのことであった。

○一般報告 琉球大学観光産業科学部長・教授 下地 芳郎 氏

「新たなステージに入った沖縄観光」

下地氏の報告では、これからの沖縄における観光について語られた。沖縄県は2016年度の入域観光客数は877万人。過去最高の観光客数である。観光収入は6,603億円。前年度比10%の増加であった。沖縄県の県内総生産は約4兆円。観光産業が重要性は際立っている。報告の中では、戦前、戦後、そして本土復帰後と沖縄の観光の歴史を紹介。また、これまでのレジャー中心の観光からツーリズムという視点が重要であり転換していくことが都市にとってのチャンスになると指摘。そして今後の沖縄観光の課題解消、観光振興において、①インフラの質向上②サービスの質向上③観光地経営の質向上、の3つの質向上によるブランド力の強化を目指すべきと見解を述べた。また、沖縄が交流によって形成されてきた歴史に言及し、今後、観光、ビジネス、平和交流拠点を目指すべきと訴えた。

【2日目】

○パネルディスカッション

テーマ、コーディネーター、パネリスト上記記載。

最初に、パネリスト5名による様々な取り組みの紹介があった。(下記)

- ・人を育て・人が育つまちづくり 染谷氏
- ・ふるさとルネッサンス 山岸氏
- ・民間の立場での地域活性化支援の報告 藤田氏
- ・産業観光による地方創生の取り組み報告 能作氏
- ・「感動立県沖縄を目指して」 平田氏

その後ディスカッションでは、行政側は、市民協働、市民が主役になってまちづくりを進めていくことが重要であるとの意見。市民、民間は、地域において持続可能な事業にするために、各々の立場で地域課題、行政課題の解消に貢献していくことや担い手を見いだし育成することなどが重要との議論があった。また行政と市民をつなぐ役割を担う存在が重要であり、見いだしどのように育成していくかということが課題認識であるとのまとめであった。

6. 会議に参加して

第79回全国都市問題会議は、全国の首長、議員、職員など2,200人を超える参加者で開催された。テーマは「ひとつながり都市の魅力と地域の創生戦略」。都市問題、地方自治などについて議論する重要な場となった。

国で「地方創生」が示され、「住みたいまち、選ばれるまち」として各自治体がまちづ

発信していく取り組みが必要と感じた。

また、市民との協働のまちづくりこそが、今後の行政運営において重要であることを再確認できた。現在西東京市では、若者たちがまちづくりを進める「まちづくり若者サミット」や市政モニター制度などに代表されるような、市民の皆さまがまちづくりに参加する様々な取り組みが行われている。今後もそのような機会を確保し、市民が主役のまちづくりを大胆に展開していくべきと考える。その意味で、今回の会議は非常に参考になった。今後の西東京市のまちづくりに活かしていきたい。



# 第12回全国市議会議長会研究フォーラム 佐藤 公男 議員 旅費

期 間 平成29年11月15日(水)～16日(木)

会場 兵庫県 姫路市 姫路市文化センター

会議名 「第12回全国市議会議長会研究フォーラムin姫路 議会改革-議会基本条例10年」

日 付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金 額	備 考
11月15日	ひばりヶ丘団地西口	田無駅	西武バス	1.8	175	
	田無	高田馬場	西武新宿線	15.6	237	
	高田馬場	品川	JR山手線	13.3	8,840	往復割引後往路乗車券
	品川	姫路	JR新幹線	637.5	5,610	ひかり・指定席5,610円
	姫路駅南口	姫路市文化センター前	神姫バス	1.6	170	
	姫路市文化センター前	姫路駅南口	神姫バス	1.6	170	
	姫路	神戸	JR神戸線	54.8	970	会場から宿舍へ
				1日目 合計	726.2	16,172
11月16日	神戸	姫路	JR神戸線	54.8	970	宿舍から会場へ
	姫路駅南口	姫路市文化センター前	神姫バス	1.6	170	
	姫路市文化センター前	姫路駅南口	神姫バス	1.6	170	
	姫路	品川	JR新幹線	637.5	8,840	往復割引後復路乗車券
	品川	高田馬場	JR山手線	13.3	5,610	ひかり・指定席5,610円
	高田馬場	田無	西武新宿線	15.6	237	
	田無駅	ひばりヶ丘団地西口	西武バス	1.8	175	
				2日目 合計	726.2	16,172
<b>合 計 (距離・交通費)</b>				<b>1452.4</b>	<b>32,344</b>	(直行・直帰)
日 当	2,500 円 × 2 日			5,000	(議員)	
食 事 料	夕食費 1,800 円 × 食			0		
宿 泊 費	(1泊朝食付き) 13,800 円 × 1 泊			13,800	ホテルモンテ神戸 (JTB振込み)	
<b>旅 費 合 計</b>					<b>51,144</b>	
<b>参加費 (負担金)</b>					7,000	負担金は別途済

28900 0444

# 第12回全国市議会議長会研究フォーラム 藤田 美智子議員 旅費

期 間 平成29年11月15日(水)～16日(木)

会 場 兵庫県 姫路市 姫路市文化センター

会議名 「第12回全国市議会議長会研究フォーラムin姫路 議会改革-議会基本条例10年」

日 付	発(場所)	着(場所)	利用交通機関	距離(km)	金 額	備 考
11月15日	東伏見	高田馬場	西武新宿線	13.3	237	
	高田馬場	品川	JR山手線	13.3	8,840	往復割引後往路乗車券
	品川	姫路	JR新幹線	637.5	5,610	ひかり・指定席5,610円
	姫路駅南口	姫路市文化センター前	神姫バス	1.6	170	
	姫路市文化センター前	姫路駅南口	神姫バス	1.6	170	
	姫路	神戸	JR神戸線	54.8	970	会場から宿舎へ
	1日目 合計				722.1	15,997
11月16日	神戸	姫路	JR神戸線	54.8	970	宿舎から会場へ
	姫路	姫路市文化センター前	神姫バス	1.6	170	
	姫路市文化センター前	姫路駅南口	神姫バス	1.6	170	
	姫路	品川	JR新幹線	637.5	8,840	往復割引後復路乗車券
	品川	高田馬場	JR山手線	13.3	5,610	ひかり・指定席5,610円
	高田馬場	東伏見	西武新宿線	13.3	237	
	2日目 合計				722.1	15,997
<b>合計(距離・交通費)</b>				<b>1444.2</b>	<b>31,994</b>	(直行・直帰)
日 当	2,500 円 × 2 日			5,000	(議員)	
食事料	夕食費 1,800 円 × 食			0		
宿泊費	(1泊朝食付き) 13,800 円 × 1 泊			13,800	ホテルモントレ神戸 (JTB振込み)	
<b>旅 費 合 計</b>					<b>50,794</b>	
<b>参加費(負担金)</b>					7,000	負担金は別途済

58900

W094

# 領収書添付用紙

経費項目 \*該当費目に○をつけてください。

整理番号 17

調査研修費		【内容説明欄】
視察研修費		
広報費		
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

## 【領収書等添付欄】

### ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。  
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。  
裏面のご案内もあわせてごらんください。



### ☆☆お振込☆☆

お振込金額 ￥41,600  
振込手数料 ￥432

お受取人は  
[redacted] 行  
[redacted] 支店

普通  
カ) ツ"エイテイヒ"ニツニホソ 様

お振込人は  
ニツトウキヨウツキ"カイ サトウキミオ フツ"タ  
ミチコ 70-2 70-3 様

お取扱日 29.10.27 電信振込  
(振込予約 29.10.30)

取扱店	機番	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき勤町 税務署承認済
667	B2	29.10.27	16:32	
銀行番号	店番号	口座番号等		
0009	[redacted]	[redacted]		

三井住友銀行

### 【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。

# 第12回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路

発行年月日 2017年10月23日

西東京市議会  
佐藤 公男 様

個人受付番号: 70-2

## 手配内容確認書

今回お申込みを承り、お手配させていただいている内容は以下のとおりです。

### ●フォーラム

開催日	参加会場	参加代金
11/15(水)・16(木)	第1中継会場 (小ホール)	¥7,000

### ●宿泊プラン

ご利用日	地区	宿泊施設名	お部屋タイプ	ご旅行代金
11/14(火)	-	お申込みはありません。	-	-
11/15(水)	神戸	ホテルモントレ神戸	シングル	¥13,800
11/16(木)	-	お申込みはありません。	-	-

食事条件	ホテル情報
朝食付き	ホテルモントレ神戸 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通2-11-13 電話番号: 078-392-7111 チェックイン時間: 15:00      チェックアウト時間: 11:00

### ●視察プラン

ご利用日	コース名	ご旅行代金
11/16(木)	お申込みはありません。	

### ●JR券

ご利用日	区間	ご旅行代金
		¥0
		¥0

※宿泊施設の詳細、及び視察コースの詳細及び行程は同封の「参加のご案内」をご参照ください。

※この書面は、宿泊施設でのチェックインの際にフロントにご提示ください。また、視察コース参加の際には、JTB係員にご提示くださるようお願い申し上げます。

※JR券をお申込みの方は、同封のJR券を事前にご確認ください。尚、列車時刻の変更等が発生する場合は、「みどりの窓口」にてお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

振込

④ 20,800 × 2名 = 41,600円

◇第2次回答書面についてのお問合せ先◇  
株式会社JTB西日本 MICE事業部 担当: [REDACTED]  
TEL: 06-6252-5044      FAX: 06-7657-8412

# 第12回全国市議会議長会研究フォーラム in 姫路

発行年月日 2017年10月23日

西東京市議会  
藤田 美智子 様

個人受付番号: 70-3

## 手配内容確認書

今回お申込みを承り、お手配させていただいている内容は以下のとおりです。

### ●フォーラム

開催日	参加会場	参加代金
11/15(水)-16(木)	第1中継会場 (小ホール)	¥7,000

### ●宿泊プラン

ご利用日	地区	宿泊施設名	お部屋タイプ	ご旅行代金
11/14(火)	-	お申込みはありません。	-	-
11/15(水)	神戸	ホテルモントレ神戸	シングル	¥13,800
11/16(木)	-	お申込みはありません。	-	-

食事条件	ホテル情報
朝食付き	ホテルモントレ神戸 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通2-11-13 電話番号: 078-392-7111 チェックイン時間: 15:00      チェックアウト時間: 11:00

### ●視察プラン

ご利用日	コース名	ご旅行代金
11/16(木)	お申込みはありません。	

### ●JR券

ご利用日	区間	ご旅行代金
		¥0
		¥0

※宿泊施設の詳細、及び視察コースの詳細及び行程は同封の「参加のご案内」をご参照ください。

※この書面は、宿泊施設でのチェックインの際にフロントにご提示ください。また、視察コース参加の際には、JTB係員にご提示くださるようお願い申し上げます。

※JR券をお申込みの方は、同封のJR券を事前にご確認ください。尚、列車時刻の変更等が発生する場合は、「みどりの窓口」にてお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

◇第2次回答書面についてのお問合せ先◇  
株式会社JTB西日本 MICE事業部 担当 [REDACTED]  
TEL: 06-6252-5044      FAX: 06-7657-8412

様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書

1 金 額 57,800 円

2 支 払 先 JR (姫路⇄東京都区内) 乗車券・特急券

3 件 名 11/15~16全国議長会フォーラム交通費

4 支払年月日 平成29年11月16日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名 西東京市議会公明党

代 表 者 佐藤公男 印

様式第1号 (第3関係)

支 払 証 明 書

- 1 金 額 6,538 円
- 2 支 払 先 JR・西武鉄道・神姫バス 他
- 3 件 名 11/15～16全国議長会フォーラム交通費
- 4 支払年月日 平成29年11月16日

上記のとおり支払したことを証明します。

会 派 名 西東京市議会公明党  
代 表 者 佐藤公男 印



## 第12回全国市議会議長会研究フォーラムin姫路【報告書】

1. 会派名 西東京市議会公明党
2. 参加者 小幡勝己、佐藤公男、藤田美智子
3. 開催日 平成29年11月15日（水）・16日（木）
4. 場所 姫路市文化センター

2日間の主な内容は以下の通り。

### 第1日目

『基調講演』 中邨章明治大学名誉教授  
「議会改革の実績と議会力の向上～政策創造の立法部を考える～」

#### 1. 変わる地方議会—議会基本条例の10年

2006年6月 北海道栗山町で議会基本条例制定

2006年12月 三重県議会でも条例制定

中には制定だけで疲れたという自治体がある。

しかし、それはスタート。議会改革を基礎に諸課題に取り組みねばならない。

2015年444市が制定。

東京23区は2区のみ→一番議会改革が遅れている

この10年間何が変わったのか。議会での条例の制定はどうか。

新規条例市議会平均1.7件

改正2件

廃棄2.3件

### 最近の2年間

71市で104件新規条例制定提案

そのうち、原案可決26年52件、27年42件

中々可決されない。→党派、野党が出すものは通らない傾向。

新しい成果はまだ見えない。

高々10年、そう簡単ではない。

そのためには



- ①事務局のあり方→インフラ整備、後方支援
  - ②議会図書館の整備、パソコン等で、資料の収集が簡単にできる環境整備
  - ③視察等で他の自治体の知見の蓄積
- これらの整備で新しい条例が整備できる。

議会基本条例を高く評価すべき

- ①議会基本条例は何の役にも立たないのか→大きな実績  
他の国はない試み→誇りに持つべき  
市議会だより→日本だけ。重要なツール、大事にすべき。読めるものに
- ②議会基本条例を制定するプロセスの重要性
- ③内部組織や手続きの変更しようとする機運→反問権、一問一答、議員間討論等  
議会報告会で議会が外に出た意義を大きい。

その他、報酬、定数、政務活動費→低い、上げることを考えるべき。

所得税を下げるべき

得票数で報酬に差をつける→一票10円

全国の定数平均24名→大選挙区制改めるべき

学校区ごとの小選挙区制

厚生年金の加入も考えるべき

基本条例は概ねむずかしい言葉で書かれている→親

しみやすい言葉で、住民目線で。

多くの条例は議会内部の改革が大半。

作ることで疲れ切ったではなく、制定をスタートと

して、これからに備えることが大事。

## 2. 改革から政策創造へー直面する課題ー人口減少と地域振興

日本の人口1億2800万人→2030年、マイナス1200万人、1/3が65歳以上

超高齢社会人口の30%以上

生産人口の減少

2025年問題→団塊の世代が75歳以上

2040年問題→896都市が消滅（増田レポート）

消滅したなんて聞いたことがない、あまりに悲観的

人口減少問題研究所→2010年国勢調査 誇大表現ではないか。

6次産業をどう作っていくか

島根県海士町→進学校をつくり、高校生がどんどん集まる町になった。

岡山県真庭市→バイオミクス産業開発

岩手県紫波町→オガールプラザ

長野県川上村→レタス、大葉で村民所得2500万円

6次産業で農村回帰に成功。

総務省「地域おこし協力隊」2625名40%は女性、80%20代、60%が定住

2~3年住んで定住。最長3年住むと6割が定住し、レストラン等起業→アントレプレナー

イギリス6000千万人→落ち込んでいない

エストニア140万→元気

増田レポート悲観的すぎる。

国の政策→連携中枢都市構想

国交相「国土のグランドデザイン2050」←コンパクトシティの原型

経産省「都市雇用圏」

総務省「地方中枢都市圏」

3つの計画を一つにまとめたのが連携中枢都市構想

←「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

姫路市の事例

2015年連携中枢都市宣言～加古川市、赤穂市、相生

市との1対1の連携協約締結

一部事務組合では拒否権があるので、1対1での契約

にした

お互いの信頼関係が必要

中心都市に有利な協約

議会ですべきこと→地方自治法第96条2項の議決権に

組み込んで、議会審議の対象に。

3. 地方議会のこれからー防災と政策創造、政策チェ

ック

被災経験のある自治体→全国の25%

執行部が議会に相談したことがある自治体→全体

の1%未満

議会にも防災に責任がある。

①議員として活動するな。議会として動け

防災対策では議会として組織化した行動を取ることが重要。

②真っ赤ななパーカーを作れ。

避難所で目立つ。議会として救援活動に動いていることが分かる。

県議会に期待すること→議会として情報の収集、食料確保

市議会に期待すること→助言が欲しい、相談に乗ってほしい←住民に近いから

2つの異なるスタンス

①議会が積極的に関わる→地域防災計画策定に議会が関わる←地方自治法96条2項で追加

②行政監視→災害対策本部の運営等を質す←熊本県宇土市、災害対策本部が転々とした

BCPの策定できているかどうか

指定避難場所、43%何にもない→整備が整っているか

防災無線聞こえない→登録制、あらかじめ自宅の番号を登録し、災害時一斉に案内。ただ10%

4. 地方議会の政策展望—電子政府への試み、エストニアから学ぶ

電子政府の先進事例

エストニア「デジタル5」 世界で最もIT化・電子政府が進んでいる。

韓国、イスラエル、英国、ニュージーランドを加え、デジタル五大国。

エストニア→94%がマイナンバー、パスポート、保険証、免許、薬の処方箋、定期券等  
選挙もマイナンバー→投票を自宅で行う

議会も議場だけでなく、自宅からコンピューターで採決に参加できる。

これからの議員に何が期待されるか

①Look around→あちこちながめること。政務活動費

②ITを駆使できる議員になれ→昔を振り返らない  
IT化を進める議会であってほしい

パネルディスカッション

『議会改革をどう進めていくか』

コーディネーター：

人羅 格（毎日新聞論説副委員長）

パネリスト：

大山 礼子（駒澤大学法学部教授）

金井 利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

新川 達郎（同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授）

川西 忠信（姫路市議会議長）

- ①議会改革をどう進めていくか
- ②議会基本条例というソフト
- ③「議会がどう首長に対峙していくか

大山

議会基本条例で共通していること

審議方式の改革→一問一答、反問件←住民にとっては  
はどうでもよいこと

議会改革が進んでいるという議会と、何をやってい  
るかわからないという住民

住民の関心があまりないのが実情。

候補者が定数プラス1程度だと投票率が上がらな  
い。

選挙で当選したと、胸を張って言えるのか疑問。

統一地方選投票率4回連続過去最低を更新中。

世界的にみても女性もまだ少ない。

若者も少ない

議会が住民の代表と思ってもらえない→問題、議会  
としての課題

選挙に関心を持ってもらう

立候補者を増やす

競争を活性化させる

金井

栗山町議会基本条例から10年

条例を作ることが目的になる。中身はどうでもよい  
ではだめ

条例を作って住民からの信頼は向上したのか。

難しい。

議会報告会を開いても決まってしまうたことを聞いても、住民は聞いてもしょうがない。

住民が期待しているのは、今後の政策にどういうことをしてくれるのか、要望、陳情、意見。

議会改革とは、首長との権力闘争である。

住民が政治に関心を持つのは権力闘争をしている時。

激しく争うから投票率が上がる。

どういう中身で闘争をするかが重要。

住民にいい戦い、いい試合を見せること。しばしば質の悪い戦いをする。→つまらない

それが議会基本条例のポイントだと思う。

議会は首長との権力闘争に勝ってほしい。

日本は制度的にも首長が優位。

首長と正々堂々と戦うための議会基本条例

新川

議会改革を一度もやったことのない自治体はない

議会基本条例は本当に議会改革に結び付いてきたのか

審議の活性化、監視機能の発揮

住民との関係をどう改善したのか

運用の見直しの中でこそ、本来の法令、政策の主旨が生きてくるのではないか

川西

姫路市議会、平成23年10月に議会基本条例を制定

任意の協議会を経て10数回の議会運営委員会や他市

への視察、議員総会を経て制定した。

具体的な取り組みで様々な意見が出た。→一問一

答、議員問討議、報告会等

制定後の議会改革の取り組み→議会改革検討協議

会、議会企画検討PTで検討。

陳情の見直し、インターネット中継＋スマホでの本

会議中継、議会棟のセキュリティ改善

予算決算審査のあり方、ICT推進の一環でタブレット

の導入を検討

新川

議会が住民の代表機関であることを考えると、これ

までの住民との関わりが大きな課題。

そこが改善されれば行政機関との関係や議会改革も

進んでいくのではないか。

議会の権限の適正な行使

住民意見の的確な聴取  
住民との距離を縮める→議会報告の本体の姿

金井

住民は政治に権力を期待している、  
予算をどう決めるが議会における最大の権力。  
どういう予算にすべきかを住民に聞く、それを実現  
できるかが問われている。  
予算審議を徹底して行うことが大事  
市長がやっている予算査定を議会でもできる→真の  
意味の議会改革

新川

議会がどうイニシアチブを取るかが重要な論点。  
政策機能と監視機能のチェック・アンド・バランス  
オール与党化に批判が集まる

大山

地方分権は市長の権力がどんどん大きくなること→  
チェック機能の重要性  
選挙制度もそろそろ変えた方がいい  
全市1区の大選挙区制には課題がある。  
大きいところでは有権者比1%以下でも当選できる  
業界団体の代表は指定席で必ず当選。号泣議員見たいのも  
マスメディアに乗ると当選できる。

金井

選挙制度改革は有害  
国の選挙制度改革の大失敗を地方と連動させなくて  
よかった。連動させていれば民hす政治は崩壊していた。  
国こそ中選挙区制度に戻すべき  
地方議員のなり手不足は、議会の権力が少ないから

人羅

よくお前らマスコミは議会が頑張っていることは何も  
書かないで、悪いことばかり書くじゃないかとお  
しかりを受ける。  
ある意味真実、みなさんが改革に一生懸命取り組ま  
れていることは認識している。

ただその一方で、政務活動費等の話しも事実。住民  
から一番近いはずなのに、国会議員の方が近く見えて、  
自分のところの地元の議員は何をやっているの

給料が高すぎると言う話になる。  
だから、みなさんの活動をもう一步見えやすくする、もう一步住民に近づいてみる。ここを意識的にやってくことが重要なのではないか。  
地方議会は民主主義の根幹。  
ありがとうございました。

## 第2日目

### 課題討議

『議会基本条例のこれまでとこれからを考える』

コーディネーター：

新川 達郎（同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授）

パネリスト：

目黒章三郎（会津若松市議会議長）

豊田 政典（四日市市議会議長）

盛 素子（伊万里市議会前議長）

新川

議会基本条例の報告と討論を行いたい

目黒

「見て知って参加するための手引書」←市民も入っている議会制度検討委員会が作成

昨年全戸配布した。中学生でもわかるように

議会基本条例は作ればよいのではないか。

議長選挙は所信表明会をやるべき

豊田

議員政策研究会→様々なテーマについて有志で議論

平成21年に研究会で先進事例を研究し編案を作成。

特別委員会を設置し平成23年3月全会一致で制定。

三本柱→①市民との情報共有、②市民坂の促進、③議員間討議及び政策提案

盛

本年3月に制定

委員会報告後の質疑

議員定数の削減の誓願

議長の定例記者会見

議長選挙の所信表明で議会基本条例制定を公約

目黒

長期計画の基本計画を議決事件に入れた。単なる行政計画ではないから  
議決責任を明文化したことの意義は大きい

盛

基本条例制定の成果として、決算委員会で議員間討議ができた

目黒

今の議会は議論する場になっていないことが問題  
議員はもっぱら質問するだけ。

豊田

条例に情報資料提供規定、附帯決議の尊重規定、文書質問、通年議会等、議会側からの武器を条例に備えた意義は大きい。

新川

議会が一つのまとまった期間としての力を発揮することが重要。

任期4年の中で成果を出していく。議会基本条例をめぐって地方自治を考えていくことが大事。

条例が理念条例の側面もあるが、同時に実態条例市民参加、議員間討議、執行機関との関係性規定していることも非常に強い。

だからこそ、地方自治体の中での議会の位置付けを明確にすることができる。

理想の議会に向けて新たな展望を開いてほしい。